

別添1-1 (電子入札の場合)

条件付一般競争入札公告 (入札ボンド対象工事)

年 月 日

岩手県知事 ○○○○  
(公所長 ○○○○)

1 工事概要

- (1) 工事名 ○○○○工事
- (2) 工事場所 ○○○地内
- (3) 工事内容 ○○○○
- (4) 工期 ○○○日間 (○年○月○日限り)
- (5) 予定価格 ○○○,○○○円 (税抜)

2 入札等の予定日時

- (1) 入札日時 ○年○月○日 (○) 午前9時から午後5時まで
- (2) 開札予定日時 ○年○月○日 (○) 午前・午後○時○分

3 入札方式

- (1) 本工事は、電子入札の対象工事であり、対応についての詳細は「県営建設工事に係る電子入札実施要領」(平成17年1月12日付け総務第838号)による。
- (2) 本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の条件付一般競争入札の対象工事である。

4 入札参加資格

- (1) ○・○年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の○○工事○級に登録されている者で、○○広域振興局(○○、○○、○○)、○○広域振興局(○○、○○、○○)の区域に建設業法に基づく主たる営業所又は○○広域振興局(○○、○○、○○)、○○広域振興局(○○、○○、○○)の区域(○県内)に建設業法に基づく営業所を有すること。
- (2) ○年4月1日以降に、元請(又は一次下請)として(△△における)施工数量○○m<sup>3</sup>以上の○○工事を施工した実績を有すること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として1に示した工事に専任で配置できること。
  - ア 1級○○工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
  - イ ○年4月1日以降に、元請(又は一次下請)として(△△における)施工数量○○m<sup>3</sup>以上の○○工事を施工した経験を有すること。
  - ウ 監理技術者にあつては、○○工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有すること。
  - エ 12に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前3か月以上継続して雇用している者であること。
- (4) ○○工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
- (5) その他 ○○○

5 入札保証金

以下により納付を求める。

- (1) 条件付一般競争入札公告〔共通事項 入札ボンド対象工事件〕4(2)に示すとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付等に係る書類は、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書を受けた日から2(1)の入札日時までに岩手県〇〇〇 〇〇〇に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）に限り、提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。
- (3) 保証（保険）期間は、入札日から〇年〇月〇日【契約予定日】までを含むものとする。

#### 6 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

入札参加希望者は、ホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/index.htm>）で配付する条件付一般競争入札参加申請書（条件付一般競争入札実施要領様式第3号。以下「入札参加申請書」という。）を岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により〇年〇月〇日（〇）午前9時から〇年〇月〇日（〇）正午までに提出すること。なお、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、〇年〇月〇日（〇）正午までに岩手県〇〇〇 〇〇〇に持参のうえ提出すること。

#### 7 入札説明書の配付

入札説明書は、ホームページで配付する。なお、入札参加希望者は、本工事に申請しようとするときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

#### 8 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、ホームページの入札情報公開サービスにより行う。なお、入札情報公開サービスでの閲覧可能期間は、開札日の電子入札システム稼働時間内までとする。

#### 9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により〇年〇月〇日（〇）午後5時までに、14に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し〇年〇月〇日（〇）午後5時までにFAXによる送信又はホームページ若しくは入札情報公開サービスへの掲載により行う。

#### 10 入札書の提出方法

- (1) 入札書及び工事費内訳書（総括）は、電子入札システムにより2(1)の入札日時に提出すること。ただし、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、2(1)の入札日時に岩手県〇〇〇 〇〇〇に持参のうえ提出すること。

本屆）入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

#### 11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。
- (2) 入札に当たっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（条件付一般競争入札実施要領様式第8号）を入札書に添付して提出すること。なお、添付されていない場合等には開札時に入札を無効とすること。
- (3) 内訳書及び工事費内訳書（総括）と入札金額は一致させること（内訳書で積算した工事価格（税抜）の千円未満の端数処理を除く。）。なお、一致しない場合は、12の資格審査時に入札を無効（資格不適格）とすること。

#### 12 資格審査時の提出書類

開札後、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）の午後5時までに入札参加資格確認調書（条件付一般競争入札実施要領様式第9号）に確認書類を添えて持参のうえ提出すること。

### 13 その他

- (1) この公告に係る契約は、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (2) 本工事は、低入札価格調査制度を適用する。なお、低入札価格調査制度による数値的判断基準及び失格基準の判定に当たっては、判定基準の適用区分(△△)を適用する。
- (3) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (6) その他詳細については、条件付一般競争入札公告〔共通事項 入札ポンド対象工事事用〕及び入札説明書に示すとおりとする。

### 14 照会先

〇〇部〇〇<電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）> FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇>